

国際会計基準審議会御中

2009年4月XX日

ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメント

我々は、財務諸表の表示プロジェクトに関する国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の長年にわたる努力に敬意を表するとともに、ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」（DP）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた財務諸表表示専門委員会のものである。なお、同専門委員会は、市場関係者である財務諸表の作成者、利用者及び監査人、学識経験者並びに ASBJ のメンバーによって構成されている。

I. 総論

1. プロジェクト全体の方向について

今回の DP が包括利益計算書において Net income の表示とリサイクリングを維持する内容となったことを歓迎している。Net income は、企業が行った投資に関する期待に対比される事実が生じたか否かで判断された一期間の成果である。リサイクリングを伴う Net income の表示は、総合的な業績指標として多数の利用者のニーズや意義があることが明らかであり、その点に大きな変化がない限り、将来的にも維持すべきである。

DP の提案内容については、実行可能性およびコスト・ベネフィット比較の観点からの検討が重要である。コメント募集期間中に実施されたフィールド・テストの結果が十分に分析され、基準作成に適切に反映される必要があるが、フィールド・テストでは、DP の提案の要求を満たすことに不安の少ない企業のほうが参加の可能性が高いという選択バイアスがあると考えられるため、DP の提案にとって都合の良い結果だけが考慮されないように、DP の提案を実施できなかった理由にも留意する必要がある。

DP において基本的な目的の一つとされている一体性については、財務報告の目的の達成に役立つ範囲であれば異論はないが、各計算書は伝えようとする情報の内容（財政状態、業績、キャッシュ・フロー）にそれぞれ違いがあり、それに応じて異なる役割を担っている。重要なのは、各計算書によって財務報告の目的が最大限に達成されるかどうかであり、一体性そのものを目的化して過度に重視することは、かえって各計算書がそれぞれの機能を最大限に果たすことの妨げとなる可能性がある。

~~コスト・ベネフィット比較の観点からは、特に、キャッシュ・フロー計算書の作成において直接法を強制し、さらにキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表の作~~

成を要求する提案については、キャッシュ・フロー計算書の役割やコスト・ベネフィット比較の観点から、反対である作成コストの無用の増加を招く懸念がある。財務諸表利用者がキャッシュ・フローと利益の関係を分析する目的においては、現行の間接法でも十分であると考える。

2. 親会社持分と非支配持分に帰属する純利益及び包括利益を区別開示する必要性

親会社持分と非支配持分に帰属する利益の連結財務諸表上の表示については、DP では検討の範囲外とされていたものと理解している。しかし、当期純利益及び包括利益について、親会社の株主に帰属する部分と非支配株主に帰属する部分とを区別して開示する現行のIAS 第1号の規定が反映されていないため、基準化の際には、この点を明確に規定し、設例等にも反映すべきである。この点の取扱いの内容次第では、DP の提案内容の全体的な適切性や実際に運用可能かどうかに関する判断にも関わる重要な問題だと考える。また、付録の例も、100%子会社を前提としているが、基準化の際には、非支配主持分のある場合の例を提供すべきである。

親会社に帰属する当期純利益を区別して開示することは、市場で取引されている親会社の株式と対応し、1株当たり利益が親会社の普通株主に帰属する当期純利益に基づいて算定されることから、必要であると考え¹。

3. 他のプロジェクトとの関係

本DPの提案内容については、他のプロジェクトとの相互関係の整理が必要となる点がいくつか生じる。それらの検討に際しては、財務報告の目的の観点から考えるべきであり、手段にすぎない一体性を絶対視することは、財務報告の目的を損なうおそれがある。

本DPの考え方では、退職給付債務はOperatingの負債と考えられるため、一体性を追求することにより、退職給付費用の全額をOperatingの費用に分類するという結論になる。一方、退職給付プロジェクトにおいて、退職給付費用項目を分解することが検討されている。このような状況を考えると、財務諸表の一体性を過度に追求して他のプロジェクトを制約し過ぎる結果となることは避けるべきであると考え。

また、IASBのDP「IAS第19号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」では、給付建債務及び年金資産の変動のすべてを純利益で表示する選択肢や数理計算上の差異の一部をその他の包括利益に計上する選択肢（現行のIAS第19号で認められている代替的方法に類似する）が提案されている。退職給付プロジェクトにおける退職給付費用の表示方法に

¹ なお、非支配持分との取引がある場合には、当該影響額を分子に反映させて1株当たり利益を算定すべきであると考え。

についても、本 DP ではリサイクリングを伴う当期純利益が維持されていることとの整合性の観点を重視し、当期純利益の役割を大幅に変えるようなことは回避すべきである。~~や具体的には、現行の米国会計基準とのコンバージェンスの観点も併せてからも、数理計算上の差異はその他の包括利益に認識し、むしろ退職給付プロジェクトにおいてもリサイクリングの導入の検討を行うべきである~~²³。

事業と財務セクションごとに資産と負債の純額を表示するという考え方については肯定する（質問 2 の A 参照）が、認識の中止プロジェクトにおいて検討されている linked presentation は、財務諸表表示プロジェクトの姿勢（企業評価モデルの基本的な考え方となじむ開示方法を採用）の延長線上で整理すべきである。

さらに、DP の提案は現行のセグメント開示規定にも影響を与えることになるため、事業セグメント・プロジェクトで十分な検討を行う必要がある。

II. 各論（各質問に対する回答）

第 2 章：財務諸表の表示の目的及び原則

財務諸表の表示の目的（一体性の目的、分解の目的、流動性及び財務的弾力性の目的）

【議論のための質問】

1 2.5 項から 2.13 項で提案されている**財務諸表の表示の目的**により、企業の財務諸表で提供される情報の有用性が改善し、利用者が資本提供者の立場でより良い意思決定を行うのに役に立つことになるか。その理由又はそうでない理由。両審議会は、本ディスカッション・ペーパーで提案される目的に追加するか、あるいはそれに代わるその他の財務諸表の表示の目的を検討しなければならないか。その場合、説明して下さい。

質問 1：一体性目的について

各計算書の一体性 (cohesiveness) を財務諸表作成の 3 つの目的の 1 つという位置づけとしていることについては、一体性自体が自己目的となっているようであり、疑問がある。一体性を徹底すればするほど財務報告の目的がより良く果たされるのかどうかは自明のことではない。財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況をそれぞれの財務諸表で表示することにより、財務報告の目的が最大限に達成されるかどうかという観点からの吟味が必要である。すなわち、財務諸表の一体性を強めることで財務報告の有用性を高めるこ

² IASB の DP 「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」に対する ASBJ のコメントレター（2008 年 9 月 26 日付）において、いずれのアプローチも支持していない。我々は数理計算上の差異及び過去勤務費用をその他包括利益で認識することと~~も~~、その後のリサイクリングの必要性を主張している。

³ さらに、有形固定資産 (IAS16) 及び無形資産 (IAS37) においても、再評価モデルにおいてリサイクリングの導入の検討を行うべきであると考ええる。

審議事項（6）

とができる部分があることは否定しないが、常に一体性を最優先することが適切とは限らないと考える。したがって、各計算書の一体性は、財務諸表作成の目的ではなく、単なる手段として位置づけるべきである。具体的には次の点を再考する必要がある。

- (1) 各計算書が伝えようとする情報の内容（財政状態、業績、キャッシュ・フロー）が同じものでない以上、小計や行項目のレベルまで同じ構成とすることが必ず有用性を高めるとは限らないと考える。
- (2) 一体性目的に基づくデザインにより、各計算書の内容が変わることになるが、変更後の内容のほうが本当に有用なのかどうか必ずしも明らかでない項目もある。特に、~~キャッシュ・フロー計算書では、Operating~~の資産に分類した有形固定資産や株式（関連会社株式や提携先の株式など）を財政状態計算書において Operating 資産に分類した場合には、その取得・売却はキャッシュ・フロー計算書でも Operating に分類され、事業の経常的な活動過程から生じる cash flows と長期的で戦略的な cash flows とが混在することになる。これは、Operating の成果に関して、発生ベースと現金ベースとの関係を明らかにするという利点を失わせるものであり、利用者にとっての有用性を増すものなのかどうか疑問がある。

各計算書の小計を同じ構成とすることが必ずしも合理的ではない場合がある。例えば、上記のようなキャッシュ・フロー計算書における Operating の内容の変化に関連して、現行のキャッシュ・フロー計算書では可能な、設備投資等の支出（現行の投資キャッシュ・フロー）とその財源となる経常的収入（現行の営業キャッシュ・フロー）との比較を容易にするために、営業カテゴリーの中に資本的支出を控除する前の小計を設けることは有用となりうるものと考えられる。財政状態計算書で同じ構成の小計を設けるとすると、営業資産・負債の純額から固定資産を控除した金額となるが、資本的支出控除前の営業キャッシュ・フローは固定資産の貢献を含んでいるので、それとの対応関係が成立しないことは明らかである。このような場合に、財政状態計算書における小計が無意味で誤解を招くものであるからといって、キャッシュ・フロー計算書における小計の表示も否定することが適切とは思われない。

また、我々は、キャッシュ・フロー計算書は貸借対照表及び損益計算書に対して相対的に補完的な役割のものとするべきだと考える。

DP の 4.26 項でも紹介されているように、学界での実証研究において、発生主義による利益情報のほうが、キャッシュ・フロー情報よりも株式のリターンとの相関関係（すなわち、将来キャッシュ・フローの予測能力）が高いとされている。これは将来のキャッシュ・フローを予想する上での両者の有用性に差があることを示すものと考えられる。そうした観点から見れば、キャッシュ・フロー計算書は、利益とキャッシュ・フローとの調整情報を提供するという補完的機能でも十分であると考えられる。

財務諸表の表示の原則及び関連する適用指針

財務諸表の一体性のあるセットの表示

セクション及びカテゴリーへの情報の区分

意味のある小計の表示

【議論のための質問】

2 **事業活動を財務活動と区分**することで、今日用いられている財務諸表様式で提供される情報よりも意思決定に有用となる情報が提供されることになるのか（2.19 項参照）。その理由又はそうでない理由。

3 **所有者持分**は財務セクションとは別個に表示すべきか、又は財務セクションに含まれるべき 1 つのカテゴリーとすべきか（第 2.19 項(b)、第 2.36 項、及び第 2.52 項から第 2.55 項を参照）。その理由又はそうでない理由。

4 提案されている表示モデルでは、企業は**廃止事業**を独立したセクションで表示することになる（2.20 項、2.37 項及び 2.71 項から 2.73 項参照）。これにより意思決定に有用な情報が提供されるのか。独立したセクションにこの情報を表示する代わりに、企業は関係するカテゴリー（営業活動、投資活動、財務資産及び財務負債）で廃止事業についての情報を表示すべきか。その理由又はそうでない理由。

質問 2：事業と財務の区分

各計算書について Business と Financing の区分を基本とする考え方については、財務諸表の基本的な構成をデザインする手がかりとしては評価できる。しかしながら、Business と Financing に区分する具体的な目的（例えば、どのような財務比率の算出を想定しているのか等）が明確に説明されていないため、Financing セクションに含めるべき項目の範囲について異論が生じうる。

我々の見解では、DP の提案は、Business で創出された価値が請求権を表す（これは Financing-liabilities と Equity から構成される）とに分配されるという企業評価モデルの基本的な考え方となじむものであり、また、企業の価値創造活動（value-creating activity）に直接関連する Business（2.31 項）と、企業の事業活動のための資金調達活動（capital-raising activity）としての Financing（2.34 項）との性質の相違を反映するものと考えられる。

質問 3：所有者持分

所有者を源泉とする資金調達活動（capital-raising activity）と非所有者を源泉とする資金調達活動を区分するため、所有者持分は、財務セクションから区分することが適切と考

える。

一体性の目的を追求することによって、所有者持分を財務セクションで表示するという考え方も示されている（2.53 項）が、この考え方は、包括利益計算書には非所有者との取引だけを反映させるという原則と整合しないことになる。

また、キャッシュ・フロー計算書においても所有者持分を財務セクションから区分することも、債務の元利金返済分を明確にし、デット・サービス・カバレッジ・レシオ（DSCR）のような債務返済能力を示す指標の算定を容易にするため、適切と考える。

ただし、キャッシュ・フロー計算書においては、支払利息に加えて、支払配当も財務セクションに区分している（2.48 項）が、それは債務者への返済と異なり、自己株式の取得による株主への払戻しと経済的な意味は同じであるため、財務セクションではなく、所有者持分に記載すべきである。質問 1 への回答で述べたように、単なる一体性の追求ではなく、各計算書の役割を考慮し、財務報告の目的を達成するという観点から分類すべきである。

質問 4：廃止事業

廃止事業の業績に関する情報は将来キャッシュ・フローへの影響が異なるため、財務諸表の利用者は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するに当たり、継続事業の業績とは区別する可能性が高いとされる（2.71 項）。廃止事業を継続事業から区分することは有用と考えられることから、独立したセクションで廃止事業を表示することに同意する。

セクション及びカテゴリーにおける情報の分類

セクション及びカテゴリーの定義付け

追加的な分類指針

【議論のための質問】

5. 提案されている表示モデルでは、項目が企業又は報告セグメント内で用いられている方法を反映するため、セクション及びカテゴリーにおける資産及び負債並びに当該項目の関連する変動の分類に対して**マネジメント・アプローチ**に依存している（2.27 項、2.34 項及び 2.39 項から 2.41 項参照）。
 - (a) マネジメント・アプローチは、財務諸表の利用者に対して企業に関する最も有用な概観を提供することになるか。
 - (b) 分類に対するマネジメント・アプローチから生じる財務諸表の比較可能性が減少する可能性は、当該アプローチの便益を上回ることになるか。

6. 2.27 項は、資産と負債の両方が**財政状態計算書**の事業セクション及び財務セクションで表示されなければならないことを提案している。表示におけるこの変更と包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における事業活動及び財務活動の区分とが一体となって、利用者が企業の事業活動又は財務活動に係る主要な財務比率を計算することがより容易となるか。
7. 2.27 項、2.76 項及び 2.77 項では、セグメント報告の目的のために、**複数の報告セグメント**を有する企業による資産及び負債の分類が議論されている。当該企業は、企業レベルの代わりに、提案されているように、報告セグメントレベルで資産及び負債（及び関連する変動）を分類すべきか。
8. 提案されている表示モデルは、財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書におけるセクション及びカテゴリーを導入している。1.21 項(c)で議論されたように、両審議会は、提案されている分類スキームの結果として、**現行のセグメント開示規定に対する改訂**を行うことの検討が必要である。例えば、両審議会は、どの資産がセグメント別に開示されなければならないのかを明確にする必要があるかもしれない。すなわち、現在要求されているように資産総額だけなのか、あるいは各セクション又はセクション内のカテゴリー別の資産か。両審議会は、提案されている表示モデルの観点でセグメント情報をより有用なものにするために、もしあれば、セグメント開示のどのような変更を検討すべきか。
9. **事業セクション**及び事業セクション内の**営業カテゴリー**及び**投資カテゴリー**は適切に定義されているか（2.31 項から 2.33 項及び 2.63 項から 2.67 項参照）。
10. **財務セクション**及び当該セクション内の**財務資産カテゴリー**及び**財務負債カテゴリー**は適切に定義されているか（2.34 項と 2.56 項から 2.62 項参照）。財務セクションは、提案されているように、IFRS 及び米国会計基準で定義される「金融資産」及び「金融負債」に限定すべきか。

質問 5：マネジメント・アプローチ

セクション及びカテゴリーの区分を行う場合に経営者の見方を重視する方法（マネジメント・アプローチ）を採用することについては賛成である。

質問 6：事業活動又は財務活動に係る主要な財務比率を計算することが容易か

事業活動又は財務活動別の財務比率の計算は容易となり、資産・負債の総合計の情報が必要となる他の財務比率（ROA等）を計算する上でも、総合計が財政状態計算書に表示又は注記されていれば、主要な財務比率の算定に支障はないと考える。

（選択肢1） 「どのような財務比率の使用を想定するかによって、答えは変わりうる。」として、財務比率が無意味または不適切となる例を示す。

（選択肢2） 特にコメントしない。

質問7：報告セグメントレベルで資産及び負債（及び関連する変動）を分類すべきか

複数の報告セグメントを有する企業の場合、一般的には、報告セグメントレベルで資産（及び関連する変動）を分類する方が有用である。資産及び負債（並びに関連する変動）のセクション別及びカテゴリー別の区分を報告セグメントレベルで行うことは、マネジメント・アプローチと整合的であり、全社レベルで画一的に区分を行うよりも適切と考える。

質問8：現行のセグメント開示規定を変更する必然的な改訂

具体的な提案が行われていないため、事業セグメント・プロジェクトで検討することが適切と考える。セグメント別の資産・負債の開示を過度に詳細にすることは、コスト・ベネフィットの観点から避けるべきであり、現状どおり、資産総額だけで十分と考えられる。ただし、企業が財務費用をセグメント別の業績に含めている場合などは、事業・財務のセクション別の資産・負債の金額の開示を行うことも考えられる。

質問9：営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義

価値創造活動（value-creating activity）に関連する項目が事業セクションに含まれ、資金調達活動（capital-raising activity）に関連する項目が財務セクションに含まれるとする提案（2.19項、2.31項及び2.34項）については、質問2で記載したとおり同意する。

しかし、事業と財務の各セクション、営業と投資の各カテゴリーがどのような構想に基づいて区分されているのか必ずしも明確ではなく、混乱を避けるために十分な説明と明確な定義付けが必要と考える。

事業セクションをさらに区分すること自体は有用と考えるが、core と non-core の概念を用いて区分することには反対する。

（core と non-core の概念を用いることの問題点）

営業カテゴリーと投資カテゴリーは、価値創造活動（value-creating activity）への関連度合により区分されるものと理解しており、事業セクションをさらに区分すること自体は有用であると考え。しかし、core か non-core かという概念に基づいて、事業セクショ

ンを営業カテゴリーと投資カテゴリーに区分するという考え方（2.64 項）については、以下のような観点から、適当ではないと考える。

- IASB における業績報告プロジェクトの初期において、core/non-core の概念に基づく operating と non-operating の区分は実務的ではなく、また有意義でもないという議論がされていた。
- 一部の企業における pro forma 利益の乱用が以前から問題視されており、その点が FASB におけるこのプロジェクトの出発点ともなっていた。Core/non-core の概念による区分は、低収益事業を営業カテゴリーから除外して営業利益を操作する目的に乱用される懸念がある。
- さらに、マネジメント・アプローチにより、ある事業部門を投資カテゴリーにした場合、DP では、当該投資カテゴリーにおいて、売上、売上原価、販売費及び一般管理費その他の費用が計上されることを否定していない（2.66 項）が、それはセグメント情報として水平的に展開することで足り、財政状態計算書や包括利益計算書において垂直的に示すことは、むしろ集約した財務諸表の明瞭性を低減させる可能性がある。

（営業／投資カテゴリーの定義に関する ASBJ の提案）

【案 1】 営業カテゴリーを定義し、残りを投資カテゴリーとする。

上記のような Core と non-core の概念に基づく区分場合の問題点を回避するため、営業カテゴリーを以下のように定義し、事業セクションの中でそれ以外を投資カテゴリーとすることを提案する。

“事業セクションにおける営業カテゴリーには、経営者が事業の経常的な活動過程における物品の製造又はサービスの提供（または、物品の引渡又は製造、サービスの提供、又は企業の継続的かつ主要又は中心的な活動を構成するその他の活動）に直接的又は間接的に関連すると考える資産及び負債が含まれる。”

一方、投資カテゴリーには、2.33 項に記載されているとおり、利息、配当又は市場価格の上昇という形で利益を生み出すために使用される資産及び負債が含まれることが適切であり、事業セクションのうち、営業カテゴリー以外の項目が含まれることになる。

なお、金融業の場合、利息、配当又は市場価格の上昇という形で利益を生み出すために使用される資産及び負債は、マネジメント・アプローチにより、事業の経常的な活動過程における金融サービスの提供に関連するならば、営業カテゴリーに区分されると考える。

【案 2】 投資カテゴリーを定義し、残りを営業カテゴリーとする。

上記のような Core と non-core の概念による区分の問題点を回避するため、投資カテゴリーを「政策的投資」(strategic investments) として定義し、事業セクションの中でそれ以外を営業カテゴリーと定義することを提案する。

（キャッシュ・フロー計算書の構成について）

質問1への回答で述べているとおり、DPの提案によると、有形固定資産の取得・売却や一部の関連会社に対する投資などが **Operating** に分類されることとなるが、現行のキャッシュ・フローでは明示されている、設備投資等の支出（現行の投資キャッシュ・フロー）とその財源となる経常的収入（現行の営業キャッシュ・フロー）との関係が見えにくくなるという問題がある。このため、設備投資等の支出を差引く前の営業キャッシュ・フロー合計の表示を維持するという観点から、以下のいずれかの対応を提案する。

- (a) キャッシュ・フロー計算書でのみ、設備投資等の支出を投資カテゴリーに区分する。
- (b) 設備投資等の支出を差し引く前の営業キャッシュ・フローを示す小計を、キャッシュ・フロー計算書の営業カテゴリーに表示する。

いずれの代替案も一体性を崩すものとなるが、質問1への回答で述べたような一体性の限界やキャッシュ・フロー計算書の補完的役割という観点からすれば、個々の計算書における表示の有用性を優先すべき問題であると考ええる。

【意見の分かれている論点】

質問10：財務セクション、財務資産・財務負債カテゴリーの定義

（案A）財務セクションには金融資産・金融負債のみが含まれる。

2.61項に記載されているように、**treasury asset** は純債務の一部として債務と共に評価され、債務を直ちに弁済するために用いられることから、財務セクションに表示することに同意する。

また、財務資産として **treasury asset**（資金調達活動の一部として財務部門で管理されている資産）が想定されている（2.60項及び2.61項）。そして、資金調達活動に関連することを前提として、分類過程での客観性を保つため、財務セクションには金融資産及び金融負債のみが含まれるとされており、どの項目を財務カテゴリーに含めるかの判断に当たっては、経営者に柔軟性が与えられている（2.62項）。これらの点について異論はない。

（案B）財務セクションに含まれる項目は金融資産・金融負債に限定されない。

資金の調達及び運用に係る項目が財務セクションに含まれ、その他の残りの項目が事業セクションに含まれる。これにより、事業活動又は財務活動別の財務比率が適切に算定されることになる（質問6参照）。

DPの提案によると、財務セクションに含まれる項目は、金融資産及び金融負債に限定されており、マネジメント・アプローチに基づく考え方と矛盾している。マネジメント・アプローチに基づくのであれば、金融資産及び金融負債以外でも財務セクションに含めるこ

とを認めるべきである。特に、債務を直ちに弁済するための財務資産は必ずしも金融資産に限定する必要はないと考える。

（案C）財務セクションには資産を含めない。

財務資産の概念にあいまいさがあり、投資資産との区別が明確ではない。単なる資金運用目的の資産を区別するという目的は、それらを投資資産に分類することでも満たせると考えられるので、財務資産カテゴリーは不要であると考える。

第3章：目的及び原則と各財務諸表の関係

財政状態計算書

資産及び負債の流動性及び財務的弾力性に関する情報の表示

【議論のための質問】

11. 3.2 項は、流動性の順序での資産及び負債の表示によって、より目的適的な情報が提供される場合を除き、企業は**分類財務状態計算書**（資産及び負債の短期及び長期のサブカテゴリー）を表示しなければならないことを提案している。

(a) どのような種類の企業が分類財政状態計算書を表示**しない**と思うか。その理由。

(b) どの企業が**流動性の順序での財政状態計算書**を表示すべきかの区別に係るさらに詳細な指針がなければならないか。その場合、どのような追加の指針が必要か。

財政状態計算書において営業循環基準による流動・固定の区分をなくすことの根拠が十分でないように思われる。ワン・イヤー・ルールのみによる単純化や理解可能性の向上という理由（3.8 項）だけでは、説得的ではない。

この点、質問 9 の A で示したように、営業カテゴリーは、経営者が事業の経常的な活動過程における物品の製造又はサービスの提供に直接的又は間接的に関連すると考える資産及び負債が含まれるとし、（有形資産の取扱いが現状と異なるものの）営業カテゴリー自体が営業循環基準を示し、ワン・イヤー・ルールを組み合わせることにより、流動性の情報を示すことができると考える。

財政状態計算書での現金の表示

【議論のための質問】

12. 3.14 項は、**現金同等物**は、現金の一部ではなく、他の短期投資と同様に表示され、分類されなければならないことを提案している。同意するか。

両審議会は、財政状態計算書に表示される現金金額から現金同等物を除外することにより、流動性及び財務的弾力性の目的の達成により役立つとしている。また、現金を企業に

投資する投資家、債権者及びその他の資本提供者は、提供した現金の返還又はリターンを求めるとしている（3.17項）。

現金同等物の範囲を縮小することに反対はしないが、その概念を廃止するという提案については、現行よりも改善になるという根拠が不明確のように思われる。

異なる測定基礎を有する類似する資産及び負債の分解

【議論のための質問】

13. 3.19 項は、企業は異なる基礎で測定されている類似する資産及び負債を、財政状態計算書の別個の行項目で表示しなければならないことを提案している。この分解により、行項目に異なる基礎で測定されている類似する資産及び負債を含めることを認める表示よりも、意思決定に有用な情報を提供することになるか。

（案1）外形の類似する資産及び負債について、性質が異なることから異なる基礎で測定されている項目を別個の行項目で表示することは有用と考える。ただし、現行の測定規定を前提とした具体的な適用としては、有価証券を満期保有投資、売却可能金融商品、持分法投資の各科目に区分する程度にとどまるものと理解している。具体的には、有価証券（満期保有目的債券、その他有価証券、持分法投資）や不動産（棚卸資産、売却予定、有形固定資産）等について別の行項目とすることが考えられ、IFRS 第7号「金融商品：開示」の規定と整合する（3.21項）。例えば、原価法で測定されている資産の中の減損した部分を区別するとか、公正価値で測定されている金融商品をさらにインプットのレベルにより区別するといった情報は注記で提供すべきものである。

（案2）IFRS 第7号「金融商品：開示」第8項では、金融資産及び金融負債の帳簿価額を分類別に貸借対照表又は注記で開示するとされており、現状でも特に支障はないと考えられる財務諸表上で区分すると煩雑となるため、注記で開示されていれば十分である。

資産合計及び負債合計

包括利益計算書

単一の包括利益計算書

【議論のための質問】

14. 企業は、提案されているように（3.24項から3.33項参照）、包括利益及びその構成要素を単一の包括利益計算書に表示すべきか。同意しない場合、どのように表示すべきか。

1 計算書方式と2 計算書方式の選択適用を認めるべきである。

その他の包括利益（OCI）項目のリサイクリングが保持される場合、その財務諸表は、資本とのクリーンサープラス関係が保たれた当期純利益と包括利益とを表示する“dual presentation system”と考えられる。“dual presentation system”においては、当期純利

益と包括利益は独立に計算されることから、これらを明確に区分する 2 計算方式も選択肢として認めるべきである。

DP では、単一の包括利益計算書の表示により、財務諸表の比較可能性が改善され、利用者が分析の際に情報を理解し利用することが容易となることを指摘し（3.29 項）、包括利益の代替的表示方法が数年にわたり容認されたことにより、財務諸表の作成者と利用者は包括利益の概念に慣れることができたことから、単一の包括利益計算書に移行する時期に来たとされている（3.30 項）。しかし、1 計算書方式と 2 計算書方式の選択適用を認める 2007 年改訂 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」BC50 項では、「大半のコメント回答者が、2 計算書方式の場合には当期純利益と包括利益合計とを区別することができるので、2 計算書方式を好んでいる」と記載されており、この状況は現在でも変わらないと考える。

2007 年改訂 IAS 第 1 号に対する多くのコメント回答者は、1 計算書方式か 2 計算書方式かを定めるには、財務諸表の表示のさらなる検討が必要と考えているとされており（IAS 第 1 号 BC54 項）、セグメント B での検討の結果、DP では当期純利益が維持されていることから、2 計算書方式を廃止すべきではないと考える。

なお、持分変動計算書において、資本とのクリーン・サープラス関係を明示するために、所有者持分のうち親会社持分の内訳として、その他の包括利益の累積額と留保利益（利益剰余金）との区分表示を必ず行うことを明確にすべきである。

包括利益の構成要素としてのその他の包括利益

【議論のための質問】

15. 3.25 項は、企業は（一定の為替換算調整勘定を除く）**その他の包括利益**の項目が関連するカテゴリーを示さなければならないことを提案している（3.37 項から 3.41 項参照）。当該情報は意思決定に有用であるか。

為替換算調整勘定を除いて、売却可能有価証券の未実現損益、キャッシュ・フロー・ヘッジの未実現損益等のカテゴリーを示すという提案に同意する。

収益及び費用項目の分解

【議論のための質問】

16. 3.42 項から 3.48 項は、企業の将来キャッシュ・フローの予測に係る情報の有用性が高まる場合、企業は**機能別、性質別又は両方**により、収益、費用、利得及び損失を包括利益計算書の各セクション及びカテゴリー内でさらに**分解**しなければならないことを提案している。この水準での分解を行うことで、資本提供者の立場での利用者にとって意思決定に有用な情報が提供されるか。

一般的に、機能別及び性質別分類により有用性が高まると考えられる。

ただし、企業の将来キャッシュ・フローの予測に係る情報の有用性が高まる場合とされているが、作成者の観点からどのように判定するのか、具体的な考え方を示す必要がある

ものとする。

また、連結ベースで売上原価の性質別区分を行うためには、グループ内の取引について製造原価の費目別に取引高の相殺や未実現利益の消去等に関する調整を行う必要があるが、現在の一般的な企業の会計システムはそのようなデータの収集を意識して構築されておらず、会計システムの大幅な見直しや子会社における作業の増大も含めて、相当の負担の増加となる可能性がある。利用者にとっての有用性は否定しないが、~~そのためのコストが過大とならないかどうかについて慎重な検討が必要である。~~

売上原価の性質別区分を行うためのコストが過大と考えられる場合には、現行の IAS 第 1 号第 104 項で要求されている減価償却費及び人件費の注記だけでも十分と考える。

包括利益計算書における法人所得税の配分

【議論のための質問】

17. 3.55 項は、企業は現行の規定に従って、包括利益計算書の中で**法人所得税**を配分し表示しなければならないことを提案している（3.56 項から 3.62 項参照）。利用者にとって意思決定に有用である情報を提供するため、企業は、もしあるとすると、どのセクション及びカテゴリーに法人所得税を配分すべきか。

現行の当期純利益が確保されるため、現行の会計基準に従って、法人税所得税を廃止事業セクションとその他の包括利益セクションに配分するという結論に同意する。

包括利益計算書における為替差損益の表示

取引による損益

【議論のための質問】

18. 3.63 項は、企業は**外貨建取引差損益**（機能通貨への再測定から生じる差損益純額の構成要素を含む）を、当該差損益を生じさせた資産及び負債と同じセクション及びカテゴリーに表示しなければならないことを提案している。

(a) これにより、資本提供者の立場の利用者にとって意思決定に有用な情報が提供されることになるか。その理由又はそうとはならない理由を説明し、この情報の表示の代替方法を議論して下さい。

(b) 両審議会は、異なるセクション及びカテゴリーでの表示について、外貨建取引の差損益純額の構成要素の表示に関連して、どれだけの費用を考慮すべきか。

提案されている考え方を厳格に適用すると、実務上かなり煩雑となる場合も考えられる。一体性を厳密に追求するのではなく、バスケット取引と同様の考え方で良いと考える。

包括利益計算書において、為替差損益を発生原因となった資産及び負債と同じセクションに表示するという提案についても、一体性の重視によって認識や測定の考え方自体を変更する結果となることへの懸念がある。

本 DP の提案では、輸出入取引における為替差損益を Operating の損益とする一取引説を

採用することになるように思われるが、これは現行の二取引説に基づく会計処理からの変更となる。すなわち、表示の基準によって認識や測定の基準の考え方を覆すことになる。

また、例えば、外貨建の売掛金と借入金があるような場合には、**natural hedge** の関係にあるような場合には、両者は会計処理上、財務取引と考えられているにも関わらず、相殺関係にある両者の為替損益を **Operating** と **Financing** にそれぞれ表示することは有用と言えるのかという疑問もある。

キャッシュ・フロー計算書

収入及び支出の分解

【議論のための質問】

19. 3.75 項は、企業はキャッシュ・フロー計算書で、**キャッシュ・フローを表示するための直接法**を用いなければならないことを提案している。
- (a) 営業キャッシュ・フローを表示する直接法により、意思決定に有用な情報が提供されるか。
 - (b) 直接法は、間接法よりも、提案されている一体性及び分解の目的（3.75 項から 3.80 項参照）と整合的であるか。
 - (c) 営業キャッシュ・フローを表示するために間接法を用いて現在提供されている情報は、提案されている調整表において提供されるか（4.19 項及び 4.45 項参照）。
20. 両審議会は、営業キャッシュ・フローを表示するために直接法を用いることに関連してどれだけの**費用**を考慮すべきか（3.81 項から 3.83 項参照）。1 回限りの適用の費用と継続的な適用の費用は区別して考える。営業収入及び営業支出を表示する便益を減らすことなく、これらの費用をどのように減らすことができるか。

質問 19：間接法の長所及び役割

3.79 項によると、間接法の長所は、純利益を営業キャッシュ・フローの合計に調整することであり、財務諸表の利用者の多くはこのような情報を要求してきたのであり、間接法は、継続事業の利益、財政状態計算書の行項目及び営業キャッシュ・フロー合計の間の有用なリンクを提供しており、直接法よりも望ましいという利用者さえいるとされる。

会計の利益情報は、キャッシュ・フローを期間ごとに配分し直して成果を測定したものであり、間接法のキャッシュ・フロー計算書は、その配分結果を検証するために用いられるという役割を担っている。質問 1 に対する回答でも述べているとおり、キャッシュ・フロー計算書は貸借対照表と損益計算書に対して補完的な役割のものと見るのが適切だと我々は考えており、その観点から見れば、間接法により利益とキャッシュ・フローとの調整情報を提供することで十分であると考えられる。

質問 20

直接法を採用する場合のコスト・ベネフィットの観点からの問題点

直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を強制する場合、コスト・ベネフィットの観点からは以下のような懸念がある。上記のようなキャッシュ・フロー計算書の役割に関する我々の認識からすると、このようなコストを上回るベネフィットはないと考える。

- 直接法によるキャッシュ・フロー計算書を実際のキャッシュ・フローのデータから作成することは、現在の簿記会計システムでは非常に困難であり、システムの根本的な再構築が必要になると考えられる。
- 特に、多数の子会社を有する企業が直接法によるキャッシュ・フロー計算書を連結ベースで作成しようとする場合ためには、子会社からの詳細なデータの入手、統合会計システムの導入、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成に対応する会計システムの開発等が必要となりると考えられる。連結会社相互間のキャッシュ・フローの相殺を要することも考えると、作成者にとって対応のための初期費用は非常に大きく、その後の情報作成コストもかなり増大すると考えられる。

連結会社の個別キャッシュ・フロー計算書を連結して連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合、連結会社相互間のキャッシュ・フローを相殺しなければならない。連結会社間の営業キャッシュ・フロー取引が多い場合、作成者にとっては大きな負担となると考えられる。

- したがって、直接法による作成を強制されるとすれば、間接的直接法（取引高に資産負債の残高の増減を加減して営業キャッシュ・フローの各項目を算出）を使用する企業が多いと予想されるが、それでも相当な作業が必要となる可能性が高い。
- 在外子会社が多く外貨換算の影響が重要である場合、金額の把握あるいは計算が非常に煩雑となる。間接的直接法を使用するとしても、「当期の取引高（平均レートで換算）＋期首残高（前期末レート）－期末残高（当期末レート）」で計算される金額は、外貨建のキャッシュ・フロー金額を平均レートで換算した金額とは大きな差異が生じる可能性があり、正確には、為替換算調整勘定の内訳を分析して個々の資産・負債の増減額を調整する必要がある。このような調整計算は相当に複雑となる。
- キャッシュ・フロー計算書の科目を 3.48 項で要求されている費用の性質別分類に合わせる場合、作成のためのコストはさらに増大する。3.82 項に記載されているように、間接的直接法を用いても相当の作業量が必要となる。キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の行項目を揃えることにより、少なくとも仕入先及び従業員に支払った現金に関し、大半の報告システムで現在提供されているよりも詳細な情報が要求される。関連する収益及び費用を修正することで間接的

3.82 項の単なる引用なので
カット。

合（間接的直接法）でも、棚卸資産の購入又は製造のために支払われた現金等を間接的に導き出すのは困難であり、関連する受取勘定又は支払勘定を区分しておく必要があると考えられる。

包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書におけるバスケット取引の影響の表示

【議論のための質問】

21. 3.88 項から 3.95 項での議論に基づいて、**バスケット取引の影響**は、一体性を達成するため、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における関連するセクション及びカテゴリーに配分すべきか。そうでないとすれば、当該影響はどのセクション又はカテゴリーで表示すべきか。

【コメント方針】

企業結合は企業又は事業全体を取得するものであるため、企業結合に伴う損益やキャッシュ・フロー（バスケット取引の影響）は、敢えて配分する必要はないと考える。

個々の資産・負債のカテゴリーにひも付けるのではなく、バスケット取引自体の性格に着目してバスケット取引の影響のカテゴリーを決定することが投資家の利益予測に資する情報となると考える。

例えば、企業結合において純資産時価が取得価額を超過する（負ののれんが発生する）場合、当該超過額をカテゴリーに区分することは適切ではないと考える。IFRS3 号によると、超過額は、発生原因が明確でないことから認識されるものであり、これを敢えて配分することは、IFRS 3 号の趣旨に反することになると考える。

バスケット取引自体の性格に着目してバスケット取引の影響のカテゴリーを決定することが適切と考えるため、原則は代替案 B（影響の主な原因である活動を反映するカテゴリーで表示）を支持する。ただし、カテゴリーを明確に識別することができない場合には、2.35 項に準じて営業カテゴリーに区分できるとすればよいと考える。

第 4 章：財務諸表の注記

契約上の満期日明細表

【議論のための質問】

22. 財政状態計算書において流動性の順序で資産及び負債を表示する企業は、4.7 項で提案されているように、財務諸表の注記で**短期契約資産及び負債の満期日**に関する情報を開示すべきか。すべての企業がこの情報を表示すべきか。

特になし。

調整表

【議論のための質問】

23. 4.19 項は、企業は、キャッシュ・フローを包括利益に調整し、包括利益を 4 つの構成要素、すなわち(a)所有者との取引以外の収入又は支出、(b)再測定以外の発生項目、(c)

再測定のうち、継続的な公正価値の変動又は評価額の修正、及び(d) 再測定のうち、公正価値の変動又は評価の修正以外のもの、に分解する一覧表を財務諸表の注記で表示しなければならないと提案している。

(a) 提案されている**調整表**によって、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性について利用者の理解が深まるか。その理由又はそうではない理由。調整表を提供することの費用対効果に議論を行って下さい。

(b) 資産及び負債の変動は、4.19 項で説明されている構成要素に分解されなければならないか。追加又は削除する構成要素があれば、その論理的根拠を説明して下さい。

(c) 4.31 項、4.41 項及び 4.44 項から 4.46 項で提供されている指針は、調整表を作成するのに明確かつ十分であるか。そうではない場合、どのように指針を修正すべきか。

24. 両審議会は、将来のプロジェクトで**公正価値の変動**のさらなる分解を取り扱うべきか（4.42 項及び 4.43 項参照）。

25. 両審議会は、付録 B の B10 項から B22 項で説明されている財政状態調整計算書及び包括利益マトリックス計算書のような、財務諸表の情報を分解するための他の**代替的調整様式**を検討すべきか。例えば、キャッシュ・フローよりも資産及び負債を主に管理する企業（例えば、金融サービス業の企業）は、キャッシュ・フローから包括利益に調整する提案されている様式ではなく、財政状態調整計算書様式を用いることを求めるべきか。

質問 23：調整表の提供のコスト・ベネフィット

直接法によるキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表で提供される、キャッシュ・フローと包括利益との関係に関する情報は、基本的には、間接法によるキャッシュ・フロー計算書で提供される情報によってニーズの相当部分が満たされるものと考えられる。我々は、質問 19 及び 20 に対する回答で述べているように、キャッシュ・フロー計算書の作成について直接法の強制を支持しておらず、間接法の選択を認めるべきだと考えているので、間接法を採用する企業では調整表の作成は不要だと考える。また、直接法を採用する企業においても、本 DP で提案されている調整表の作成はコスト・ベネフィットの観点から過大な要求であり、キャッシュ・フローと利益との調整情報を要求するとしても、間接法による営業キャッシュ・フローの計算過程を注記する程度で十分と考える。

質問 24：公正価値変動のさらなる分解を取扱うべきか

金融商品プロジェクトで十分に検討すべきものとする⁴。

⁴ 公正価値の変動をさらに金利変動等に分解するニーズがあるという局面は、公正価値による評価自体の問題点を示唆している場合が多いものとする。

質問 25：マトリックス計算書等の代替的な調整様式を検討すべきか

純利益と営業キャッシュ・フローの関係を分析するには、現状の間接法によるキャッシュ・フロー計算書で十分と考えるため、代替的な調整様式を検討する必要はないと考える。

非経常的及び低頻度の事象又は取引

【議論のための質問】

26. FASB の予備的見解は、調整表の備忘列により、経営者が稼得利益報告書の特別項目として表示されることの多い、**非継続的又は低頻度の事象又は取引**に利用者の注意を引くための方法が提供され得るというものである（4.48 項から 4.52 項参照）。4.53 項で説明されているように、IASB は、非継続的又は低頻度の事象又は取引に関する情報を調整表に含めることに賛同していない。

- (a) この情報は、資本提供者の立場の利用者にとって意思決定に有用であるか。その理由又はそうではない理由。
- (b) APB 意見書第 30 号「営業活動の業績の報告—事業のセグメントの処分並び異常な、非継続的な及び低頻度の事象及び取引の影響の報告」には、「非継続的」及び「低頻度」の定義を含んでいる（4.51 項で繰り返されている）。当該定義は限定的すぎるか。その場合、もしあれば、どのような制限がこの列で表示される情報には課されるべきか。
- (c) 企業は説明的な様式のみにおいて情報を表示する選択肢を持つべきか。

特にコメントしない。

【FASB に固有の質問】 27. 1.18 項(c)に説明されているように、FASB は、**非公開企業に対して提案されている表示モデルの適用**をまだ検討していない。FASB は、非公開企業に対して提案されている表示モデルの適用に関してどのような論点を検討しなければならないか。非公開企業の財務諸表の利用者である場合、資本提供者の立場で意思決定するにあたり、提案されている表示モデルのどの部分が有益であり、有益でないか、及びその理由を説明して下さい。

特にコメントしない。